

中国のデータ・個人情報の域外移転  
規制の最新動向  
(2024年3月時点)

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2024年4月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

調査部

**【免責条項】**

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

## 1. はじめに～厳しい規制の枠組みと緩和の動き

中国の「サイバーセキュリティ法」(2017年6月1日施行)、「データセキュリティ法」(2021年9月1日施行)および「個人情報保護法」(2021年11月1日施行)(以下「データ三法」)は、中国におけるデータ・個人情報の域外移転に関する規制の枠組みを定めています。

このうち、「重要データ」の域外移転に関する規定や個人情報の域外移転の前提条件(すなわち、①当局による安全評価への合格、②専門機関による認証の取得または③当事者間の標準契約の締結・届出、以下「域外移転の前提条件」)に関する規定は、企業にとって重い負担となる一方で、解釈や運用が不明確なところがありました。

このような状況の中、2024年3月22日、国家インターネット情報弁公室は、「データ越境流動の促進および規範化に関する規定」(以下「データ促進規定」)を公布しました。同規定において、特定の場面における域外移転の前提条件は不要とする免除規定等が設けられ、実務上の問題点の一部が明確にされました。

以上をふまえ、本稿では、データ・個人情報の域外移転に関する規制を解説した後、「データ促進規定」の概要を紹介し、日系企業にとっての留意点を説明します。

## 2. データ・個人情報の域外移転に関する規制の枠組み

### (1) 法令の概要

データ取扱者が「重要データ」を域外移転するためには、当局による安全評価への合格が求められています。

また、個人情報取扱者が中国の個人情報を域外移転するためには、主に(i)域外移転の前提条件の充足、(ii)個人情報取扱者による個人への告知と個別の同意取得、(iii)個人情報保護影響評価(PIA)の実施等が要件として定められており、個人情報の域外移転の実施前に、原則として、これらの要件を備えることが求められています。

上記各要件の詳細について、国家インターネット情報弁公室等の主管部門は、以下のとおり、データ・個人情報の域外移転に関する下位法令やガイドラインを制定し、データ・個人情報の域外移転の場面に応じた条件やプロセス等を明確にし、具体的な法体系を徐々に構築しています。

- 「データ域外移転安全評価弁法」(2022年9月1日施行、猶予期間2023年2月末まで)
- 「データ域外移転安全評価申告ガイドライン(第一版)」(2022年9月施行)
- 「個人情報保護認証実施規則」(2022年11月4日施行)
- 「個人情報域外移転標準契約弁法」(2023年6月1日施行、猶予期間2023年11月末まで)
- 「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン(第一版)」(2023年5月施行)
- 「データ域外移転安全評価申告ガイドライン(第二版)」(2024年3月施行)

- 「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第二版）」（2024年3月施行）

## （2）重要データの域外移転に関する規制～当局による安全評価

重要データの域外移転については、当局による安全評価に合格することが必須とされています（データ域外移転安全評価弁法4条）。当該安全評価は、提出日から完了までに57営業日かかります。また、評価結果の有効期間は「データ促進規定」の公布前までは2年でしたが（データ域外移転安全評価弁法12条～14条、同評価の詳細については政策解説記事[『『データ域外移転安全評価弁法』に関する解説および実務対応』](#)を参照）、「データ促進規定」では、これを3年（評価結果の発行日から起算）と規定し、さらに延長申請を提出することで、有効期間を3年延長することができるとされています（「データ促進規定」9条）<sup>1</sup>。

## （3）個人情報の域外移転に関する規制

### （i）域外移転の前提条件（標準契約の締結・届出など）のいずれかの充足

個人情報取扱者が個人情報を域外に移転する場合、①当局による安全評価への合格、②専門機関による認証の取得、または③当事者間の標準契約の締結・届出のうち、いずれか1つの条件を事前に備える必要があります。個人情報取扱者は、自社の個人情報取り扱い状況や上記の前提条件を満たすための負担等を考慮して、いずれの条件を満たすか選択することになります。

もっとも、「データ促進規定」の公布前までは、重要情報インフラ<sup>2</sup>運営者（Critical Information Infrastructure Operator、以下「CIIO」）による個人情報の域外移転、または100万人分以上の個人情報、または前年1月1日以降に累計10万人分の個人情報もしくは累計1万人分の機微な個人情報を域外移転する個人情報取扱者は、上記条件のうち、①当局による安全評価に合格することが必須とされていました（「データ域外移転安全評価弁法」4条）。

ただし、「データ促進規定」では、重要情報インフラ運営者による個人情報もしくは重要データの域外移転、または重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者による重要データの域外移転、もしくは当年1月1日以降における累計100万人分以上の個人情報（機微な個人情報を含まない）もしくは1万人分以上の機微な個人情報の域外移転等のいずれかに

<sup>1</sup> 「データ促進規定」によれば、2022年7月7日に公布された「データ域外移転安全評価弁法」、2023年2月22日に公布された「個人情報域外移転標準契約弁法」等の関連規定が本規定と一致しない場合には、同規定に従うとされています（14条）。

<sup>2</sup> 重要情報インフラとは、「公共通信および情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科学技術工業等の重要な業界および分野、ならびにその他一旦機能が破壊され、喪失し、またはデータが漏洩すると国の安全、国の経済と人民の生活、公共の利益に深刻な危害が及ぶおそれのある、重要なネットワーク施設および情報システム等」を指す（重要情報インフラ安全保護条例2条）。

合致する場合<sup>3</sup>、安全評価を申告しなければならないと規定されています（7条）<sup>4</sup>。

### ① 当局による安全評価への合格

個人情報の域外移転の前提条件としての安全評価については、2023年1月の北京友誼病院とアムステルダム大学医学センターとの研究プロジェクトが全国初の合格事例となりました。

当局による安全評価の手続きは、個人情報取扱者にとって負担の大きいものであるとはいえ、安全評価合格が必須の条件となっていない個人情報取扱者としては、個人情報の域外移転にあたって積極的に本要件を満たすことを選択することには慎重になることが望ましいように思われます。

### ② 専門機関による認証の取得

専門機関による個人情報保護認証とは、専門機関が「個人情報保護認証実施規則」および関連の国家標準等に基づき、個人情報取扱者による個人情報の取り扱いについて、技術検証、現場検査等の認証手続きを経て、有効期間3年間となる認証の証明書を発行するものを指しています。なお、上記の「個人情報保護認証実施規則」のほか、「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範 Version2.0」等の標準が制定されています。認証については、2023年12月の『マカオ科学技術大学科学研究データ越境流動管理システム』に基づく科学研究業務および管理業務に関わる個人情報取扱活動」プロジェクトが全国初の取得事例となりました。

### ③ 個人情報取扱者と当該個人情報の受領者間の標準契約の締結・届出

標準契約の内容は、「個人情報域外移転標準契約規則」に添付された雛形のとおり締結しなければなりません。標準契約を締結すれば、域外移転自体は可能になりますが、契約締結から10営業日以内に、締結した契約書を中国当局に届け出る必要があります。詳細な届出書類や手続は、「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第二版）」に記載されています。

標準契約の締結・届出事例としては、2022年6月、北京徳億信データと香港諾華誠信との間の標準契約に関する届出の完了が全国初の事例として北京市当局から発表されました。

## (ii) 告知と個別の同意取得

個人情報取扱者は、個人情報を域外移転する場合、本人に対し、域外の個人情報受領者の名称または氏名、連絡先、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類および個人が域外の個人情報

<sup>3</sup> 2024年3月22日の国家インターネット情報弁公室の関連責任者による記者会見によれば、計算周期は当年1月1日から安全評価の申告日までとされており、個人情報の数え方は自然人を単位とし、重複するものは削除してカウントするとのことです。

<sup>4</sup> ただし、同条2項では、本規定第3条、第4条、第5条、第6条に定める状況に該当する場合は、その定めに従うとされています。

報受領者に対し法定の権利を行使する方法および手続等の事項を告知し、かつ個人の個別の同意を取得する必要があります。実務運用に関しては、2023年5月23日に公表された国家標準である「個人情報処理における告知および同意の実施ガイドライン」が参考になります。

### (iii) 個人情報保護影響評価

個人情報取扱者は、個人情報を域外提供する場合、個人情報保護影響評価を行う必要があります。評価対象として、個人情報の取扱目的や方法等の合法性・正当性・必要性、個人の権益への影響・安全リスクおよび保護措置の有効性等の内容を含める必要があります。現時点では推奨国家標準の「個人情報安全影響評価ガイドライン」や「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第二版）」に添付された「個人情報保護影響評価報告の雛形（域外移転版）」<sup>5</sup>がありますが、具体的な評価の実施方法や評価書の記載内容等についてはいまだに不明確な部分があり、実務としても固まっていない状況です。

## 3. 「データ促進規定」の概要

### (1) 「データ促進規定」による緩和と明確化

個人情報の域外移転に対する前提条件のうち実務上最も現実的な選択肢と目されていた標準契約の締結・届出の実施猶予期間（2023年11月30日まで）が終了しようとするタイミングで、「データ越境流動の規範化および促進に関する規定（意見募集稿）」（以下「データ促進規定（意見募集稿）」）が公表されました。同意見募集稿は、個人情報の域外移転に関する規制の要件を大幅に緩和し、域外移転の前提条件の充足が不要となる場面を明確化しました。その後、2024年3月22日に「データ促進規定」が正式に公布・施行され、個人情報の域外移転に関する規制の要件がさらに調整されました。

### (2) 個人情報の域外移転の前提条件の充足が免除される事由の列挙

「データ促進規定（意見募集稿）」と「データ促進規定」における、個人情報取扱者がデータ・個人情報を域外移転するにあたって、標準契約の締結・届出などの前提条件の充足が免除される事由は、それぞれ以下のとおりです。

No.	「データ促進規定（意見募集稿）」	「データ促進規定」
①	<u>国際貿易、学術協力、国を跨ぐ生産・製造およびマーケティング等の活動の中で発生するデータの域外移転のうち、個人情報または重要データが含まれない場合（1</u>	<u>国際貿易、越境輸送、学術協力、国を跨ぐ生産製造およびマーケティング等の行為の中で収集しおよび生成されたデータを域外に提供する場合において、</u>

<sup>5</sup> 「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第一版）」における「個人情報保護影響評価報告の雛形（域外移転版）」と比べて、評価項目の統合や一部削除によって簡素化されました。

	条)	個人情報または重要データが含まれないとき (3条)
②	域内で収集・生成されたものではない個人情報を域外へ移転する場合 (3条)	データ取扱者が域外で収集および生成された個人情報を域内に伝送して処理した後に域外に提供する場合において、取扱過程で域内の個人情報または重要データを取り入れていないとき (4条)
③	個人を一方の当事者とする契約の締結、履行のために必要があり、例えば越境ショッピング、越境送金、航空券・ホテルの予約、査証手続等において、域外に個人情報を提供しなければならないとき (4条1号)	個人を一方の当事者とする契約、例えば越境ショッピング、越境配達、越境送金、越境決済、越境口座開設、航空券・ホテルの予約、査証手続、試験サービス等の契約を締結し、履行するために、確かに域外に個人情報を提供する必要があるとき (5条1号)
④	法により定められた労働規則・制度および法により締結された労働協約に従って人的資源管理を実施するにあたり、域外に従業員の個人情報を提供しなければならないとき (4条2号)	法により定められた労働規則・制度および法により締結された労働協約に従って越境人的資源管理を実施するにあたり、確かに域外に従業員の個人情報を提供する必要があるとき (5条2号)
⑤	緊急の状況において自然人の生命・健康および財産の安全を保護する等のために、域外に個人情報を提供しなければならないとき (4条3号)	緊急の状況において自然人の生命・健康および財産の安全を保護するために、確かに域外に個人情報を提供する必要があるとき (5条3号)
⑥	1年間に域外に1万人分未満の個人情報を提供する見込みである場合 (5条)	重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が当年1月1日以降に累計10万人分未満の個人情報(機微な個人情報を含まない)を域外に提供するとき (5条4号)

上記①に関して、「データ促進規定」では「データ促進規定(意見募集稿)」の内容を踏襲して、重要データおよび個人情報が含まれない一般的な貿易データや生産データであれば、域外移転の前提条件にかかわらず、域外に提供できることが明らかにされました。

また、越境ショッピング、越境配達、越境送金、越境決済、越境口座開設、航空券・ホテルの予約、査証手続等の事業に従事している会社は、その事業活動において取り扱っている個人情報を域外に移転する場面が多いため、上記②を根拠として、域外移転の前提条件を満

たすよう対応する必要がなくなり、個人情報域外移転の負担が大幅に軽減されました。

実務的にインパクトが大きいのは、上記④です。これにより、グローバル企業が、中国現地法人の従業員の個人情報を域外のグループ会社と共有する場合においては、域外移転の前提条件を充足する必要がないこととなります<sup>6</sup>。ただし、「法により定められた労働規則・制度および法により締結された労働協約に従う」ことが条件となっているため、同条件を適用するためには、従業員の個人情報の域外移転について規定した就業規則や個人情報取扱規程等の整備が必要となります。これらの規程等を具体的にどのように修正すれば、上記の制度を利用できるかは必ずしも明確ではないので、今後の立法動向等を注視する必要があります。

さらに、少量の個人情報を域外移転する場合、上記⑥に該当することが考えられます。これにより、当年1月1日以降に累計10万人分未満の従業員や顧客の、機微な個人情報を含まない個人情報を域外移転する場合、域外移転の前提条件を充足する必要がないこととなります。

### (3) 重要データの認定に関する明確化

実務上、企業にとって悩ましい問題の1つとして、取り扱うデータが重要データに該当するかどうか不明確であり、重要データの域外移転について現時点で何かしらの対応をする必要があるのかが不透明という点が挙げられます。その原因として、「サイバーセキュリティ法」や「データセキュリティ法」等は、重要データに関して原則的な定義を設けているものの<sup>7</sup>、現段階では、自動車業界<sup>8</sup>を除き、各地区・部門によって関連業種、分野の重要データ目録に相当する内容が公表されていないことが考えられます。

上記の問題を解決するために、「データ促進規定」2条では、「データ取扱者は、関連規定に従い重要データを識別し、申告しなければならない」とされており、重要データの判断基準について「関連部門または地域から重要データとして告知または公開・発表されていない場合には、データ取扱者は、重要データとしてデータ域外移転安全評価を申告する必要はない」と定めています。これによって、企業としては、所在地の地方当局から自社のデータが重要データに該当するという告知または公開・発表がなければ、当該データは重要データに該当しないものとして取り扱って域外に移転することができ、当局による安全評価への合格は不要となります。

---

<sup>6</sup> 2024年3月19日に公布された国務院の「高水準な対外開放の着実な推進ならびに外資のより強力な誘致および利用に関する行動計画」では、外商投資企業と本社とのデータ流動を支持する旨が定められており（17条）、本条の趣旨に合致するものと考えられます。

<sup>7</sup> 「データ域外移転安全評価弁法」19条によれば、「一旦改竄、破壊、漏洩または違法取得、違法利用等を受けると、国の安全、経済運営、社会の安定、公共の健康および安全等が脅かされる可能性のあるデータ」を指すとされています。

<sup>8</sup> 2021年10月1日に施行された「自動車データ安全管理若干規定（試行）」においては自動車業界における重要データの具体的な内容を規定しています。

#### (4) その他

##### (i) 自由貿易試験区と広東・香港・マカオグレーターベイエリアでの優遇政策

2023年7月25日に公布された「国務院による外商投資環境のさらなる最適化による外商投資誘致活動の強化に関する意見」14条では、データ三法における要求事項を満たし、条件を満たす外商投資企業に対して「優遇措置」を設けて重要データおよび個人情報の域外移転に関する安全評価を効率的に実施すること、および北京市、天津市、上海市、広東・香港・マカオグレーターベイエリア（粵港澳大湾区）等<sup>9</sup>の地域がデータ域外移転安全評価、個人情報保護認証、個人情報域外移転標準契約の届出等を実施するプロセスにおいて、自由に移転可能な一般データリストの作成を試験的に検討することが記載されています。

このことを受け、「データ促進規定」6条では、自由貿易試験区は、国によるデータの種別等級別保護制度の枠組みの下で、区内のデータ域外移転安全評価、個人情報域外移転標準契約、個人情報保護認証による管理の範囲に組み込む必要があるデータリスト（以下「ネガティブリスト」）を自ら定め、省級ネットワーク安全情報化委員会の承認を得た後に、国のネットワーク情報部門、国のデータ管理部門に届け出ることができ、ネガティブリストに該当しないデータの域外移転についてはデータ域外移転安全評価の申告、個人情報保護認証の取得、個人情報域外移転標準契約の締結・届出は不要になると定めています。今後、各自由貿易試験区が定めるネガティブリストを注視する必要があります。

また、国家インターネット情報弁公室・香港特別行政区政府創新科学技術工業局は、個人情報域外移転ルールを一部軽減する特例として、2023年12月10日付けで「広東・香港・マカオグレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引き」を公布・施行しました。本手引きによれば、広東・香港・マカオグレーターベイエリアにおいて登録・所在している「個人情報取扱者および受領者」は、本手引きの要求に従い、標準契約を締結する方式により、広東・香港・マカオグレーターベイエリア内の内地と香港の間における個人情報の越境流動を行うことができるとされています。なお、本手引きを適用する場合、「個人情報域外移転標準契約弁法」上の既存ルールと比べると、必要とされる個人情報保護影響評価の重点項目が省略されること、標準契約上の受領者の義務が軽減されること、および標準契約の届出手続に必要な書類が簡略化されること等の優遇を享受することができます。

##### (ii) データ三法に定めるその他の義務の維持

「データ促進規定」により、個人情報の域外移転にあたって、特定の場面における域外移転の前提条件の充足が免除されるものの、各地方のネットワーク情報部門は、データ取扱者のデータ・個人情報の域外移転活動に対する指導監督を強化し、事前・事中・事後の監督管理を強化するとされています（12条）。また、「データ促進規定」では、データ取扱者は、域外に個人情報を提供する場合には、法律、行政法規の定めに従い、個人への告知と個別の

---

<sup>9</sup> 広東省広州市、深セン市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市または香港特別行政区。

同意取得、個人情報保護影響評価の実施等の義務を履行しなければならないとされており（10 条）、企業の個人情報取扱活動が上記 3（2）に列挙される域外移転の前提条件の充足が免除される事由に該当したとしても、かかる義務は依然として履行しなければなりません。

#### 4. 日系企業にとっての注意点

上記のとおり、中国のデータ・個人情報の域外移転に関する管理、規制は、「データ促進規定」により一部緩和されております。中国で事業活動を行う日系企業にとっての主な注意点としては、以下が挙げられます。

現状では、企業としては、自社のデータ・個人情報の状況、その域外移転のシナリオ等を全面的に整理し、「データ促進規定」におけるデータ・個人情報の域外移転の前提条件が免除される事由の有無について確認する必要があります。もっとも、「データ促進規定」によれば、当該前提条件が免除されるのは一部のケースに限られるほか、企業は、個人への告知と個別の同意取得、個人情報保護影響評価の実施およびその記録の保存、安全・セキュリティ対策の策定、緊急事態への対応等の個人情報保護法に定めるその他の措置義務を履行する必要があります<sup>10</sup>。

以上

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 石本 茂彦  
弁護士 五十嵐 充  
中国律師 崔 俊  
中国律師 呉 馳

---

<sup>10</sup> なお、データの域外移転の場合は、データ三法以外に、「輸出管理法」の適用の有無についても検討する必要があります。「データセキュリティ法」25 条では、国は、国の安全および利益の維持保護、国際義務の履行と関連する管理規制品目に該当するデータについて、法に基づき輸出管理規制を実施するとされています。他方で、「輸出管理法」（2020 年 10 月 17 日公布、2020 年 12 月 1 日施行）2 条では、輸出管理規制対象である管理規制品目には、品目に関連する技術資料等のデータが含まれるとされています。域外移転対象となるデータが輸出管理規制品目に該当するか否かについては、「輸出管理法」に基づき制定される管理規制リストに照らして総合的に判断すべきですが、場合によっては、当局による解釈や実務を通じた検証が必要となるケースもあります。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240004>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp